

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-1
処分の種類	准看護師免許の取消し、戒告、業務停止			
根拠法令条例 等・条項	保健師助産師看護師法第9条、第14条			
処分の概要	准看護師免許の取消し、戒告、業務停止			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ審査基準を設定することが困難であるため) 【参考】</p> <p>・保健師助産師看護師法 第九条 次の各号のいずれかに該当する者には、前二条の規定による免許(以下「免許」という。)を与えないことがある。</p> <p>一 罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者</p> <p>三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者</p> <p>第十四条 2 准看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 戒告</p> <p>二 三年以内の業務の停止</p> <p>三 免許の取消し</p>			
基準の制定根拠	—			